

2015-12試験問題の解答のポイント等（白石忠志）

第1問

【解答のポイント】

- ① 交換用部品の供給が遅れたのはAがBと普段の保守の契約をしていることとは関係がない、普段の保守の契約をYに切り替えることを条件として交換用部品の供給を早めたわけではない、などの旨を主張。
- ② 「Yのエレベータの保守」だけで市場画定をするのは狭すぎ、エレベータと保守をあわせた全体としての商品役務について他メーカーと競争しているのである、などの旨を主張。
- ③ 安全性確保、ブランドイメージの維持、などのために必要である、などの旨を主張。

【コメント】

（どのような法的反論があり得るか、を問うているのであり、一応の法的議論になり得るものであれば、結果的に反論として成立するかまでは問わない。）

①は、ハイン対日立ビルシステム事件を学んだことを前提とした設問。NTT東日本最判やJASRAC最判を丸写しして人為性云々と抽象的に答えたものが多かった（目先の事件の役には立たないから評価は低い）。

②は、講義で少し触れただけの難易度の高い点。再反論もあり得るが省略。

③は、東芝エレベータ判決以来のよくあるポイント。

第2問

【解答のポイント】

- ・ 個々の需要者は、どの元詰種子メーカーの品種を選ぶかを最初から決めているので、本件は2条4項の「競争」の定義を満たさず、したがって違反とはならない旨を主張。
- ・ かりに2条4項の「競争」の定義に含まれるとしても、競争変数において価格が占める地位は本件においては低いから、競争の実質的制限には該当せず、したがって違反とはならない旨を主張。

【コメント】

（どのような法的反論があり得るか、を問うているのであり、一応の法的議論になり得るものであれば、結果的に反論として成立するかまでは問わない。）

長澤哲也さんのご講演における過去の事例の回顧に取材した問題（長澤さんのお話と完全に一致するか否かは不知）。単にぼんやり聞いていたのか、法的にはどのような主張となるのか考えながら聴いていたのか。

東京高判平成20年4月4日・平成18年（行ケ）第18号を見れば、判決書77～84頁あたりで、この主張への応接がされている。

### 第3問

#### 【解答のポイント】

- ① 5条柱書では、「自己の供給する商品又は役務の取引について」が違反要件となっている。宅配便会社は通常、牛肉を売っているのではなく、宅配役務を荷主（食品会社等）に売っているのであるから、この要件を満たさない。
- ② 5条柱書では、「表示をし」が違反要件となっている。この違反要件に関するペイクルーズ東京高裁判決の基準に照らすと、宅配便会社は通常、「表示をし」の違反要件を満たさないと考えられる。
- ③ 宅配便会社が食品会社等と共同で販売する等の通常とは異なる特殊な宅配形態であって①と②を満たす場合でも、8条1項但書の主観的要素を満たさず課徴金が課されない場合がある。

#### 【コメント】

- ①だけで解答としては十分。②は駄目押しで、③はやや蛇足の感がある。

### 第4問

#### 【解答例】

- ① OSSの商品の価格が、各地域における他のOSSの数に応じて設定されていたこと。すなわち、当事会社の関心は他のOSSに向けられており、非OSSには関心が向けられておらず、近隣のOSSの数に応じたプライスゾーンに従って価格設定がされており、OSSが少ない地域では価格が高くなっていて、非OSSが存在してもそれが影響することはなかったこと。
- ② 市場は、特定の選択肢をもち法的保護に値するような需要者群を出発点として、画定される。OSSが、各地域において、非OSSの存否に関係なく、OSSの数だけに着目して価格設定をしていたという事実は、OSSのみを選択肢とする需要者が法的保護に値するような大きさで存在していたことを示す間接事実となる。

#### 【コメント】

②の評価は、①の事実と、市場画定の基本である需要者の把握とを、適切に繋げ合わせているかどうかで、決まる。

(①は、第1文のみでも構わないが、本問の重点は②にあり、②のなかで①の第2文のような内容をいずれ活かすことになる。)

以上